

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱

| | | |
|----|---------|----------|
| 制定 | 平成 22 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 23 年 | 11 月 1 日 |
| 改正 | 平成 24 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 25 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 26 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 27 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 28 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 29 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 30 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 平成 31 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 令和 2 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 令和 2 年 | 6 月 3 日 |
| 改正 | 令和 2 年 | 7 月 13 日 |
| 改正 | 令和 3 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 令和 4 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 令和 5 年 | 4 月 1 日 |
| 改正 | 令和 6 年 | 4 月 1 日 |

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の産業の活性化と発展に寄与するため、産業支援機関として、市内中小・ベンチャー企業への金融・経営相談や研究・開発支援を実施し、産業振興を担っている公益財団法人京都高度技術研究所に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、公益財団法人京都高度技術研究所が実施する事業に要する経費のうち、別表第 1 に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、事業実施に係る助成金に関する事業については、京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者は対象としないこと。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、前条に定める経費のうち、別表第 2 において定める額で、毎年度予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第 4 条 条例第 9 条に規定する市長等が定める期日は、補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする日までとする。

- 2 条例第9条に規定する申請書の様式は、第1号様式とする。
- 3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（経費内訳を含む。）

（決定の通知）

第5条 条例第10条の規定により交付又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づき公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付決定通知書（第2号様式の1又は2）により通知するものとする。

（標準処理期間）

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから20日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

（変更等の承認の申請）

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金変更承認申請書（第3号様式）によって行うものとする。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定する市長等が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、別表第1に掲げる「補助対象となる経費」の相互間において、補助事業費の配分を変更する場合は、いずれか低い額の20パーセント以内の配分であること。
- (2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費内訳の配分を変更する場合は、交付決定額総額の30パーセント以内の増減であること。
- (3) 補助目的自体の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するもの。
- (4) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更であるもの

- 3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金中止・廃止承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

4 市長は、同条第1項及び第3項の規定に基づく申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、その承認又は不承認を決定し、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金承認（不承認）通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 5 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（補助金の概算払）

第8条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める請求書には、事業区分ごとの内訳及び執行計画を添付することとする。

（事業完了の届出）

第9条 条例第18条第1項に規定する報告書の様式は、第7号様式とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書（経費内訳を含む。）

（補助金等の交付額の決定等）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、同条の報告書及び市長等が定める書類の審査等により、補助事業の実績が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、条例第19条に基づき公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付額決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 補助事業名 | 補助対象となる経費 |
|-------------------------------|--|
| 中小企業パワーアッププロジェクト | オスカー認定制度の運用に係る経費、販路開拓支援に係る経費、専門家派遣に係る経費、その他事業運営に係る経費 |
| 地域プラットフォーム事業 | S T C 3 運営に係る経費、創業支援に係る経費、企業O B 人材活用に係る経費、その他事業運営に係る経費 |
| 未来創造型企業支援プロジェクト | 京都市ベンチャー企業目利き委員会運営費、A ランク認定企業の支援に係る経費、その他事務運営に係る経費 |
| 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業 | 事業活動支出費（プロパー等人件費、事務所賃借料含む。）、固定資産取得支出費 |
| 京都市成長産業創造センター運営事業 | 京都市成長産業創造センターに係る管理・運営経費 |
| スタートアップビザを活用した外国人起業活動促進事業 | 事業活動経費、外国人起業家支援に係る経費 |
| スタートアップ・エコシステム推進事業 | 事業活動経費、スタートアップ支援に係る経費 |
| グローバル拠点推進事業 | スタートアップの人財交流に係る経費、オープンイノベーションカンファレンスに係る経費、その他事業運営に係る経費 |
| グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクト | 事業活動経費、海外展開に向けた技術・製品開発支援等に係る経費 |
| 世界に羽ばたく社会課題解決型スタートアップ創出プロジェクト | スタートアップによる社会課題の解決に向けた新たな技術の開発やサービスシステムの構築等の支援に係る経費 |

別表第2（第3条関係）

| 補助事業名 | 補助金の額 | 備考 |
|-------------------------------|---|--|
| 中小企業パワーアッププロジェクト | 定額 | 国庫補助等を受けて事業を実施する場合は、左記の補助金の額については、国庫補助金等の金額を除いた額とする。 |
| 地域プラットフォーム事業 | 定額 | |
| 未来創造型企業支援プロジェクト | 定額 | |
| 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業 | 経費の2分の1以内 (プロパー等人件費、 事務所賃借料については定額) | |
| 京都市成長産業創造センター運営事業 | 経費の一部 | |
| スタートアップビザを活用した外国人起業活動促進事業 | 定額 | |
| スタートアップ・エコシステム推進事業 | 定額 | |
| グローバル拠点推進事業 | 定額 | |
| グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクト | 定額 | |
| 世界に羽ばたく社会課題解決型スタートアップ創出プロジェクト | 定額 | |

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名 称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請事業名
- 2 補助事業の目的及び内容
事業計画書のとおり
- 3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
経 費 金 円
補助対象経費 金 円
申 請 額 金 円
- 4 補助事業の経費の配分及び使用方法
収支予算書のとおり
- 5 補助事業開始及び完了予定期日
年 月 日～ 年 月 日

第2号様式の1（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

京都市長
(担当 産業観光局)

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました上記補助金につきましては、
下記のとおり交付することに決定しましたので、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補
助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請事業名
- 2 交付予定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
 - (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
 - (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
 - (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
 - (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
 - (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。
 - (7) その他市長等が必要と認める条件

(※ 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)

第2号様式の2（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

京都市長
(担当 産業観光局)

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました上記補助金につきましては、
下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、公益財団法人京都高度技術研究所実施事
業補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請事業名
- 2 不交付理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対
して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算し
て1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁
決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分
の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。た
だし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対す
る京都市長の裁判があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起するこ
とはできなくなります。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名 称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知があった補助事業について、下記
のとおり変更したいので、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱第7条第
1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 申請事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名 称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知があった下記1の補助事業を下記2の理由により 中止 したいので、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 廃止

第7条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 中止・廃止する事業名

2 理由

注 該当する□に✓を記入してください。

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

京都市長
(担当 産業観光局)

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金承認（不承認）通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました上記補助金につきましては、
下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので、公益財団法人京都高度技術研究所
実施事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1 補助事業名

2 承認の条件

- (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
 - (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
 - (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
 - (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
 - (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
 - (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。
 - (7) その他市長等が必要と認める条件
- (※減額して交付するとき、又は不承認するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名 称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました補助金につ
きまして、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基
づき、下記のとおり請求します。

記

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 事 業 名 | |
| 2 | 交 付 予 定 額 金 | 円 |
| 3 | 概 算 払 受 領 済 額 金 | 円 |
| 4 | 今 回 請 求 額 金 | 円 |
| 5 | 残 額 金 | 円 |

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名 称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった補助事業について、補助事業を完了しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により事業の実績を、下記のとおり報告します。

記

1 申請事業名

2 申請実施期日

年 月 日～ 年 月 日

3 補助事業の概要と効果

事業実施報告書のとおり

4 補助事業に要した経費及び補助金交付申請額

経 費 金 円

補助対象経費 金 円

申 請 額 金 円

5 補助事業の経費の配分及び使用方法

収支決算書のとおり

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

所在地 京都市下京区中堂寺南町134番地
名称 公益財団法人京都高度技術研究所
理事長

京都市長
(担当 産業観光局)

公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付決定した上記補助金につきまして、公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助交付額を確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付確定額 金 円